

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 令和元年度学校監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和元年度財政援助団体等監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

監 査 公 表

静岡市監査公表第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 10 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	丹 沢 卓 久
同	池 邨 善 満

記

1 監査の種類

学校監査

2 監査の対象

令和元年度の下表に掲げる市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務も対象とした。

小学校 (28校)	番町、新通、安西、井宮、井宮北、安倍口、美和、足久保、伝馬町、葵、横内、安東、竜南、 <u>城北</u> 、千代田、千代田東、 <u>北沼上</u> 、麻機、西奈、西奈南、賤機南、賤機中、賤機北、松野、 <u>大河内</u> 、 <u>梅ヶ島</u> 、玉川、井川
中学校 (14校)	籠上、末広、美和、城内、 <u>安東</u> 、東、西奈、観山、 <u>竜爪</u> 、賤機、 <u>大河内</u> 、 <u>梅ヶ島</u> 、玉川、井川

※学校監査は、市内の市立小学校87校及び市立中学校43校について、学校数が均等になるように3つの区域〔①葵区（一部を除く。）・②清水区・③駿河区（葵区の一部を含む。）〕に分割し、3年サイクルで実施している。令和元年度は、①葵区（一部を除く。）を対象に監査を実施した。なお、下線の学校は、現地調査対象校である。

### 3 監査の着眼点

- (1) 校舎及び校地の目的外使用許可等が適正に行われているか。
- (2) 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- (3) 備品の管理は適正に行われているか。
- (4) 薬品類の管理は適正に行われているか。
- (5) 校内及び校外における児童・生徒に対する安全管理は適正に行われているか。
- (6) 災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策が適正に定められているか。
- (7) 個人情報の管理は適正に行われているか。
- (8) 学校施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- (9) 学校内における危機管理体制（学校内における事件・事故、いじめ、体罰）について、教育委員会事務局等に連絡し、報告する体制はとられているか。また、未然防止及び再発防止に向けた取組は行われているか。
- (10) 学校預かり金の管理は適正に行われているか。

### 4 監査等の主な実施内容

#### (1) 本監査

監査委員による説明聴取及び質疑並びに施設等の調査を実施した。

#### (2) 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取並びに現地調査を実施した。

## 5 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査	城北小学校、安東中学校	令和元年10月31日
予備監査	現地調査対象校、監査委員事務局執務室など	令和元年9月13日から 令和2年1月7日まで

## 6 監査の結果

監査した結果、3件の指摘事項があったため、是正・改善を求めた。また、このほかに10件の指導事項があった。

## (1) 校舎及び校地の目的外使用許可等の状況

学校長許可に係る2日以内の校舎及び校地の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

## (2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

## (3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入等した備品の管理について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、備品登録に関して3件の指導事項があった。

## (4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品の管理状況について監査した結果、下記3件の指摘事項については是正・改善を求めた。

なお、薬品管理簿の記載に関して1件、保健室薬品の点検時期に関して1件、理科薬品保管庫の鍵の管理に関して2件の指導事項があった。

## 【指摘事項】

理科準備室の薬品管理について（3件）

<城北小学校、梅ヶ島小学校、梅ヶ島中学校>

理科薬品に係る適正な管理体制について、教育委員会の通知では、薬品取扱責任者や薬品保管庫鍵管理責任者、毒物・劇物保管庫の鍵の管理方法などを明文化した『理科薬品管理体制』と題する書面を作成し、使用者全員に周知することとされているが、記載の3校では、当該書面が作成されておらず、使用者全員に周知されていなかった。

(5) 校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。



理科薬品の管理状況確認（城北小学校）

(7) 個人情報の管理状況

学校における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(8) 学校施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、校舎外の設備に関して、3件の指導事項があった。



学校施設の管理状況、子どもの安全体制の確認（安東中学校）

(9) 学校内における危機管理体制

学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡・報告を行う体制及び未然防止、再発防止等に係る取組の状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(10) 学校預かり金の管理状況

学年費などの学校預かり金の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。



監査委員による質疑（城北小学校）

## 用語説明

## 1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

## 2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

## 3 校舎及び校地の目的外使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催以外の事業等のために学校施設を使用すること（自治会行事、各種検定試験など）

## 4 校舎及び校地の一時的使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催の事業等のために学校施設を使用すること（保健所の健康診断、教員採用試験など）

## 静岡市監査公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 10 日

静岡市監査委員 村 松 眞

同 白 鳥 三和子

同 丹 沢 卓 久

同 池 邨 善 満

## 記

## 1 監査の種類及び対象

## (1) 財政援助団体監査

## ア 静岡市認定農業者協会補助金

所管部局 経済局農林水産部農業政策課

団体 静岡市認定農業者協会

## イ 静岡市学校保健会運営事業等補助金

所管部局 教育委員会事務局教育局児童生徒支援課

団体 静岡市学校保健会

## (2) 出資団体監査

## ア 公益財団法人静岡産業振興協会

所管部局 経済局商工部産業振興課

## イ 一般財団法人静岡市動物園協会

所管部局 観光交流文化局日本平動物

## (3) 指定管理者監査

静岡市西ヶ谷総合運動場及び静岡市清水総合運動場

指定管理者 公益財団法人静岡市体育協会

所管部局 観光交流文化局スポーツ振興課

## 2 監査範囲

平成30年度における出納その他の事務の執行

## 3 監査期間

令和元年8月16日から令和2年1月7日まで

## 4 監査の主な実施手続

監査対象団体に係る出納その他の事務について、抽出による関係書類の調査などを行った。  
また、出資団体監査及び指定管理者監査においては、所管部局及び団体等の職員からの監査委員による説明聴取を行った。

さらに、指定管理者監査については、対象施設の現地調査を併せて行った。

## 5 監査の結果

監査した結果、指定管理者監査において指摘事項があったので、適切な措置を講じられた  
い。

なお、各監査の着眼点、監査の結果等及び監査対象の概要については後述する。

### 用語説明

#### 1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

#### 2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項



**財政援助団体監査**

## 1 監査対象

## (1) 静岡市認定農業者協会補助金

所管部局 経済局農林水産部農業政策課

団体 静岡市認定農業者協会

## (2) 静岡市学校保健会運営事業等補助金

所管部局 教育委員会事務局教育局児童生徒支援課

団体 静岡市学校保健会

## 2 監査の着眼点

## (1) 所管部局関係

ア 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

イ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等見直しをする必要のあるものはないか。

ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

## (2) 団体関係

ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

イ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

## 3 監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

## 4 意見

## (1) 静岡市認定農業者協会補助金

**【静岡市認定農業者協会補助金の今後の在り方について】**

認定農業者は、市長の認定を受けた農業経営改善計画に基づいて効率的・安定的な農業経営を意欲的に行うことで、本市の農業・産地を支えてゆく重要な担い手として静岡

市農業振興計画に位置付けられている。そのような意欲的な経営を行う認定農業者の育成を図るため、市は地域農業の振興に寄与する事業を実施している静岡市認定農業者協会（以下「協会」という。）を支援することを目的として本件補助金を支出しているが、協会の運営状況について監査したところ、次の課題が判明した。

- ① 平成30年度の市内の全認定農業者数593人に対し、協会に加入している認定農業者は121人であり、その加入率は20.4%であった。また、過去5年間の加入率の推移を見ると、平均22%となっており、かなり低い組織率となっていた。
- ② 平成30年度決算における協会収入の主要部分を占める加入者からの会費収入は、予算執行率が64.5%で、会費未納者は43人（加入者の35.5%）にも上っており、加入者の協会への参画意識が希薄なことが窺われ、協会の主体性や存在意義が問われる状況となっていた。

このような状況を踏まえ、本件補助金の支出目的とその効果及び協会のあるべき姿などについて所管課（農業政策課）に確認したところ、本市農業の現状が、農業産出額の減少や農業従事者・経営耕地面積の減少に歯止めがかからず、産地を担う認定農業者の減少・高齢化が進展するなど厳しい状況となっている中、市として農業の担い手を認定農業者に集約し、認定農業者数を現在とほぼ同数の600人として維持してゆくことを目指し、認定農業者同士を繋ぎ合わせて、行政とともに本市農業を盛り上げてゆくパートナーとして協会を位置付けており、市として協会への支援を引き続き継続するとともに、協会に対しても自らの活動を魅力的なものとするよう働き掛けてゆくとの認識が示された。

我が国の農業を取り巻く状況が厳しい中で、前記の農業振興計画に基づいて本市農業を支えてゆく上で、認定農業者の育成は重要な施策であり、その加入団体である協会を行政のパートナーとなるべく積極的に支援してゆくという方向性は理解できるものの、本市の財政状況が厳しい中、本件補助金の支出に対する説明責任はこれまで以上に市民から求められることとなるため、今後の協会の効率的な事業実施や組織運営に対し、本件補助金が有効なものとなるよう所管課が指導力を発揮することが望まれる。

## （2）静岡市学校保健会運営事業等補助金

### 【対象団体の組織運営上の問題点について】

本件補助金の対象団体である静岡市学校保健会（以下「保健会」という。）は、市内の小・中学校における保健衛生の振興を図るための対策を実施する団体として、市内の小・

中学校（公立・私立を問わない。）の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、養護教諭、PTA関係者及び学校保健関係者のほか、本件補助金を所管している児童生徒支援課職員によって組織されている。このうち、市立学校の職員と児童生徒支援課の職員は、地方公務員の身分のまま保健会の役員や構成員となっている上、保健会の事務局を児童生徒支援課の職員（本件補助金の支出事務を担当する職員も含まれている。）が担当している。

保健会は、そもそも本件補助金の交付対象となる団体である以上、本件補助金を交付する市からは独立して自立した運営を行っているはずのものであるから、その構成員としての活動が本来の地方公務員としての活動と同一となることは考えられないものである。このように、保健会の事業自体がいかに公務と密接に関連する意義があるものであろうと、補助金を交付し、交付される関係にある市と保健会の有り様が曖昧なまま放置されている状態は問題である。

また、保健会の年間収入の大宗をなす負担金収入（平成30年度決算で59.6%）は、市内小・中学校の児童・生徒から1人当たり60円を徴収するものであるが、保健会の構成員でもない児童・生徒から当該負担金を「会費」として徴収することはあり得ないし、「受益者負担」（児童生徒支援課はそう説明している。）として徴収しているとしてもその徴収根拠は薄弱である。

このように、保健会の組織運営上大きな問題点が存在しているが、保健会に類似する団体は全国的・全県的に存在し、それなりに沿革的な理由に基づいて運営されてきたものと推測されるため、直ちに是正・改善を求めることは困難であろうと思われる。したがって、今回の意見を契機として保健会の抱える問題点を整理し、本件補助金の必要性や保健会の今後の在り方を十分に検討して、市民に対する説明責任を果たすことができるものとなるよう望むものである。

## 5 監査した補助金の概要

## 静岡市認定農業者協会補助金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡市認定農業者協会
	事務局所在地	静岡市清水区旭町 6 番 8 号
	設立年月日	平成15年 8 月 18 日
	収支の状況	収 入 1,840,782円 支 出 1,790,223円 収支差引額 50,559円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	農業者等が、自主的な組織活動を通じて自らの経営改善の計画を実現するために実施する各種取組を助長し、地域農業の振興に寄与することを目的とする。
	補助金額	870,000円
	補助対象となつた事業	1 農業経営改善計画の実現のための事業 2 農政の研究及び農政活動の促進のための事業 3 静岡市認定農業者協会の会員相互の情報交換のための事業 4 地域農業の振興のために必要となる事業

※ 収支の状況及び補助金額は、平成30年度実績を示す。

## 静岡市学校保健会運営事業等補助金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡市学校保健会
	事務局所在地	静岡市清水区旭町 6 番 8 号
	設立年月日	平成17年 4 月 1 日
	収支の状況	収 入 5,058,219円 支 出 3,721,225円 収支差引額 1,336,994円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	学校における保健衛生に関する事業を支援し、市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の健康の保持増進を図ることを目的とする。
	補助金額	863,000円
	補助対象となった事業	1 保健教育に関する事業 2 心の問題の対応の研究に関する事業 3 性教育の推進に関する事業

※収支の状況及び補助金額は、平成30年度実績を示す。

## 出資団体監査

### 1 監査対象

#### (1) 公益財団法人静岡産業振興協会

所管部局 経済局商工部産業振興課

#### (2) 一般財団法人静岡市動物園協会

所管部局 観光交流文化局日本平動物園

### 2 監査の着眼点

#### (1) 出資団体関係

ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

ウ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

エ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

#### (2) 所管部局関係

ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

イ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

### 3 監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

### 4 意見

#### (1) 中期経営計画と将来像について

対象となった2団体ともに、市が平成29年3月に示した「静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針」に基づいて、それぞれの団体に求められる役割を踏まえた経営計画（令和元年度から同4年度までの4年間）を策定していた。

この経営計画においては、団体の基本理念や中期的な取組などが定められており、いずれも市が当該団体に求める役割や団体が市民に提供する価値（公益性）を前提とした内容

となっていたが、各事業への取組の詳細や将来的な見通しなどについて監査した結果、それぞれの団体が今後も長期にわたって市民に対する公益的な役割を担ってゆくために必要な財政的基盤の在り方や人材確保・育成などに課題を残している点が認められたため、次の意見を述べることとする。

#### ア 公益財団法人静岡産業振興協会

公益財団法人静岡産業振興協会（以下「産振協」という。）が現に実施しているほとんどの事業は、財政的な面において、市への依存を前提として成り立っている。具体的には、産振協の実施する地場産業支援事業（産業フェアしずおか開催事業等）や中小企業支援センター事業は、その収益の大半を市からの補助金が占め、これらの事業の中には補助率が100%となるものまで存在している状況であるにもかかわらず、いずれの事業も赤字を計上していた。

さらに、産振協が事業の用に供するツインメッセ静岡などの建築物等の取得や維持管理に必要な財源についても、その大部分を市の補助に頼っており、令和4年度に予定され、同年度のみで約14億円の支出が見込まれるツインメッセ静岡南館の大規模改修事業についても、所要費用こそ一旦は産振協が借入れにより調達するものの、その償還財源は、産振協の経営計画上、市から受け入れる補助金により充当することが想定されていた。その結果、産振協が策定している経営計画期間中の中期収支計画は、現状の経営状況を前提としつつ、ツインメッセ静岡南館改修を念頭に令和3年度までは赤字とし、令和4年度に当該改修投資を行うことにより一挙に黒字化するものとなっていた。

このような市への依存を前提とする「丸抱え」のような考え方は、これまでの市と産振協との関係を踏まえた中期的な経営計画を策定する立場としてはやむを得ない面があるものの、長期的に見ると産振協の財政的自立性の確保の面からは課題があり、自らの創意工夫を前提として産振協の将来を築いてゆこうとする意欲が阻害されてしまうおそれもある。これは、市にとっても産振協にとっても必ずしも最善の状況であるとはいえないものである。

産振協の担うツインメッセ静岡の運営、地場産業の振興、中小企業支援などの重要な役割を将来にわたって円滑に継続してゆくために、産振協と市は、大規模な投資をせまられている今こそ長期的な視点に基づく産振協の将来像をしっかりと確立し、必要な対策を立ててゆくことが求められる。

## イ 一般財団法人静岡市動物園協会

一般財団法人静岡市動物園協会（以下「動物協」という。）は、公益法人制度改革に当たって一般財団法人に移行する選択を行ったことに伴い、平成24年2月に公益目的支出計画を策定して以降年間2,000万円規模の公益目的事業を実施してきたが、平成30年度をもって当該計画が終了した。

動物協の平成30年度決算（正味財産増減計算書）は、公益目的事業の赤字額を踏まえても約400万円の赤字決算に止まっていた。そこで、公益目的支出計画終了後の令和元年度以降の動物協の経営の在り方を示した経営計画を監査したところ、動物協は、一般財団法人のまま従前の規模の公益目的事業（ガイドボランティア、ふれあい動物園の運営支援、体験イベント・教育普及事業）を継続するとともに、売改札業務、駐車場管理、遊戯施設管理及び園内清掃業務の包括的受託事業を日本平動物園のレクリエーション機能と位置付けてその充実を図ることとし、さらに物販・飲食サービス（売店、食堂等）事業の強化に取り組み、収益事業収入2%増と支出抑制による令和4年度の決算黒字化を目指すとの回答があった。

動物協のこのような経営計画上の財政見通しと事業推進の考え方は、公益目的支出計画の円滑な実施によって得られた自信に裏付けられたものと推察でき、中期的な対応としては一定の評価ができる。しかし、より長期的な視点に立てば、次の2点において動物協の将来の在り方についての課題が見られる。

### ① 食堂の老朽化

日本平動物園の食堂は市が建設し、動物協が管理運営しているが、平成7年の建設以来20年余が経過しており、令和4年度の決算黒字化に向けた収益事業収入の増加に向けて、施設老朽化にどのように対応するのかが課題となる。この課題に対処してゆく上で、市と動物協との認識共有が期待されるところであるが、動物協が前述のとおり食堂を含めたサービス事業の強化に今後努めてゆくとする見解を示す一方で、市は、第3次行財政改革後期実施計画において「レストハウス（食堂）への民間活力導入」を明記するとともに、民間事業者の公募を公表しており、いわば、同床異夢の状態となっていた。

動物協の経営の根幹部分についてこのような認識の不一致が生じていることは、市と動物協のパートナーシップの確保の観点からも好ましいことではない。両者の適切なパートナーシップの確立と、それに基づくより効果的な事業の展開のためにも、この課題に市と動物協とが一体となって取り組み、将来の食堂（レストハウス）



の在り方や両者の関与について、明確な構想を立ててゆく必要がある。

## ② 人材確保と人材育成

前記の動物協の回答どおりに従前の規模の公益目的事業を維持してゆくのであれば、その中心的な取組を支えるボランティア（ガイドボランティアやふれあい動物園のふれあいボランティア組織）を充実させるとともに、それを支える動物協事務局組織・人員の基盤の確立といった人材の確保・育成が不可欠となる。

動物協に、適切なパートナーシップの下、公益目的事業、包括的受託事業、収益事業の3事業が適正なバランスを保ちつつ、引き続き安定的な日本平動物園の補完機能を果たす役割を求めるのであれば、それにふさわしいボランティア登録人数の確保と、これを支えてゆく動物協の事務局体制の強化について、市と動物協とが連携して取り組んでゆくことが望まれる。

市と動物協は、一般財団法人移行に伴う公益目的支出計画の終了を機に、より長期的な視野に立ったあるべき動物協の将来像について十分な連携体制のもとに真剣な検討を計画的に行ってゆくことが求められる。

## (2) 「産業フェアしずおか」開催事業の実施について

産振協が、公益目的事業として実施している地場産業支援事業のうち「産業フェアしずおか」開催事業は、例年ツインメッセ静岡を会場とし、市の地場産業をはじめとする諸産業を紹介するイベントとして定着しており、平成30年度は2日間で8万7,000人余りの来場者を集めて大いににぎわったとのことであった。

しかし、本件監査において、この「産業フェアしずおか」開催事業の実施主体として産振協が市の産業フェアしずおか開催事業補助金交付要綱に基づいて補助金(1,455万円)の交付を受けて単独で実施しているはずのものが、実際は「産業フェアしずおか実行委員会」と称する組織と共同で主催者となり、当該事業を実施していたことが判明した。

この実行委員会なる組織は、市の経済局長を委員長、産振協理事長と市の農林水産統括監及び経済局次長を副委員長とし、委員をその他の市の部課長級職員のほか、静岡商工会議所、静岡特産工業協会、静岡市農業協同組合、静岡市森林組合、井川森林組合、清水漁業協同組合の代表者や職員を充てて組織されていた。

このように、開催者が産振協だけでなく多岐にわたる団体の集合体（その大部分を補助金の交付主体である市の職員が占めている点は理解し難い。）によって担われている実態と前記の市の補助金交付要綱の内容とはかなりのかい離があることにより、産振協から市に

提出されている平成30年度の実績報告書及び収支決算書の内容では、「産業フェアしずおか」開催事業の開催実態や市の補助金の使途の検証が困難となるなど、不透明・不明確な事業運営となっている。

産振協が公益目的事業の一環としてこの「産業フェアしずおか」開催事業を位置付けるのであれば、その実施主体として市民に説明責任を果たすことができるよう、運営の仕組みを始めとする事業内容を改善することが求められる。

## 5 監査した団体の概要

## 公益財団法人静岡産業振興協会

設立年月日	昭和55年3月11日（平成25年4月1日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市駿河区曲金三丁目1番10号
設立目的	地域の中小企業等の製品開発・技術の向上、人材育成、創業の促進及び経営基盤の強化を支援するとともに、人、物、情報等の交流拠点である静岡産業支援センターの管理運営に関する事業を行い、もって地域産業の振興並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
基本財産	11,006,023,300円 (静岡市からの出資金7,030,000,000円、出捐金20,000,000円)
組織	理事長1人、副理事長1人、理事10人、評議員8人、監事2人、職員31人
事業（定款に記載された事業）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新製品、新技術及びデザインの開発のための支援</li> <li>2 人材養成及び人材確保の推進</li> <li>3 中小企業等への経営支援</li> <li>4 起業しようとする個人及び団体（以下「起業者」という。）に対する支援</li> <li>5 起業者及び中小企業者と大学等との連携の推進</li> <li>6 前3号の事業実施に伴う公の施設の管理運営</li> <li>7 静岡産業支援センターの設置及び管理運営</li> <li>8 展示会、見本市等の開催及びその促進</li> <li>9 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1、2のとおり

【別表 1】貸借対照表

(単位：円)

科目	30年度	29年度	増減
流動資産	562,890,865	544,703,011	18,187,854
固定資産	5,182,621,665	5,284,579,060	△101,957,395
資産合計	5,745,512,530	5,829,282,071	△83,769,541
流動負債	165,732,478	96,887,561	68,844,917
固定負債	87,880,910	116,532,410	△28,651,500
負債合計	253,613,388	213,419,971	40,193,417
指定正味財産	30,000,000	30,000,000	0
一般正味財産	5,461,899,142	5,585,862,100	△123,962,958
正味財産合計	5,491,899,142	5,615,862,100	△123,962,958
負債及び正味財産合計	5,745,512,530	5,829,282,071	△83,769,541

【別表 2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	30年度	29年度	増減
経常収益	734,677,970	717,770,109	16,907,861
経常費用	858,640,928	883,867,292	△25,226,364
評価損益等調整前当期経常増減額	△123,962,958	△166,097,183	42,134,225
投資有価証券評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	△123,962,958	△166,097,183	42,134,225
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△123,962,958	△166,097,183	42,134,225
一般正味財産期首残高	5,585,862,100	5,751,959,283	△166,097,183
一般正味財産期末残高	5,461,899,142	5,585,862,100	△123,962,958
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
正味財産期末残高	5,491,899,142	5,615,862,100	△123,962,958

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

## 一般財団法人静岡市動物園協会

設立年月日	昭和44年3月20日（平成24年2月1日 一般財団法人へ移行）
所在地	静岡市駿河区池田1767番地の6
設立目的	非営利の一般財団法人として静岡市及び関係諸団体との協働及び連携により動物園事業の発展振興を図り、併せて動物の愛護思想を普及することにより、地域社会の健全な発展に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。
基本財産相当額	10,000,000円（静岡市からの出資金5,000,000円）
組織	理事長1人、理事6人、監事3人、評議員7人、職員18人
事業（定款に記載された事業）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 動物園関係事業の共催</li> <li>2 動物に関する講演会、展覧会、研究会等の共催</li> <li>3 動物愛護運動及び教育普及事業の推進</li> <li>4 動物園の広報事業及びイベント事業</li> <li>5 環境保全、自然環境の保護等の意識啓発に係わる事業</li> <li>6 地域社会の健全な発展及び高齢者の福祉の増進に寄与する事業</li> <li>7 印刷物の刊行</li> <li>8 動物園附帯事業の経営及び受託</li> <li>9 動物園等における物品及び飲食物販売事業</li> <li>10 その他この法人の目的達成上必要な事業</li> </ol>
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1、2のとおり

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	30年度	29年度	増減
流動資産	87,219,111	89,592,634	△2,373,523
固定資産	160,570,315	168,328,792	△7,758,477
資産合計	247,789,426	257,921,426	△10,132,000
流動負債	30,389,612	28,833,825	1,555,787
固定負債	94,000,060	101,591,965	△7,591,905
負債合計	124,389,672	130,425,790	△6,036,118
指定正味財産	0	0	0
一般正味財産	123,399,754	127,495,636	△4,095,882
正味財産合計	123,399,754	127,495,636	△4,095,882
負債及び正味財産合計	247,789,426	257,921,426	△10,132,000

【別表2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	30年度	29年度	増減
経常収益	356,510,729	345,644,194	10,866,535
経常費用	357,236,611	354,903,823	2,332,788
評価損益等調整前当期経常増減額	△725,882	△9,259,629	8,533,747
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△725,882	△9,259,629	8,533,747
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	1	△1
当期一般正味財産増減額	△4,095,882	△15,469,630	11,373,748
一般正味財産期首残高	127,495,636	142,965,266	△15,469,630
一般正味財産期末残高	123,399,754	127,495,636	△4,095,882
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	123,399,754	127,495,636	△4,095,882

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

**指定管理者監査**

## 1 監査対象

静岡市西ヶ谷総合運動場及び静岡市清水総合運動場

指定管理者 公益財団法人静岡市体育協会

所管部局 観光交流文化局スポーツ振興課

## 2 監査の着眼点

## (1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

イ 指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## (2) 指定管理者関係

ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

## 3 監査の結果

監査した結果、次の9件の指摘事項については是正・改善を求めた。また、1件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、指定管理者に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

**【指摘事項】**

## (1) 指定管理料の支払方法の不備について（2件）

市と指定管理者・公益財団法人静岡市体育協会（以下「体協」という。）との間に締結されている平成30年度分の西ヶ谷総合運動場及び清水総合運動場の管理に係る協定書の記載によれば、当該年度に係る管理費用を2億4,800万円余と定め、これを指定管理料として年間12回に分割してその都度体協から提出される請求書に基づいて各回すべて概算払の方法により支払うこととされていたが、このような支払方法については、次の2点については是正・改善すべき問題点があるため、速やかに必要な対応を行うべきである。

- ① 市会計規則第85条第1項には、概算払をした場合は経費の額が確定したときに速やかに精算手続を行うべき旨が規定されており、本件指定管理料については精算手続がとられていたが、本件指定管理業務に係る協定書には、指定管理料の概算払の条項に連動する精算を行う旨の規定が欠如していた。この点について所管課は、指定管理者募集時に示した業務仕様書に精算に関する記載があることを根拠としていると説明していたが、各年度に定めた指定管理業務に関する協定書を当該年度の指定管理料の支払根拠（契約条項）と位置付けている以上このような説明は不適切であり、各年度の指定管理料の支払に関する条項は、協定当事者を拘束して適正な経理処理が行われることを担保するものとすべきである。
- ② 本件指定管理料の支払方法は、12回に分割した概算払とされていたが、各回の支払額は均等ではなく、第1回（平成30年4月）は2,300万円余、第2回（同年5月）は1,900万円余などとなっていた。その理由を所管課及び体協は、本件指定管理業務の実施に当たっての体協側の資金需要に応じて分割払するものであって、年度当初に体協側に資金計画書を提出させて協定書に記載していると説明している。

本件の指定管理業務は公募により体協が指定管理者に選定され、その際の選定理由のひとつとして「安定した財務的基盤を有している」ことが挙げられていたが、体協側の資金繰りの状況を付度して指定管理料を分割の上、概算払していたことは、指定管理者の選定手続の適正・公正さを疑われるのみならず、そもそも、このような理由で概算払を行うことは、地方自治法が定める支出特例の本質からはずれるものである。

## （2）指定管理料の精算誤りについて

本件の指定管理業務については、指定管理者を募集する際の仕様書において、修繕料については、当該仕様書に定める額（19,635千円）を上限として、毎年度精算することとされている。また、市会計規則第85条第3項の規定によれば、概算払を受けた金額に残額があるときはこれを返納することとなっている。

ところが、所管課は、平成30年度の指定管理料の精算をするに当たり、月ごと、施設ごとの区分に応じ、各区分ごとに千円未満の端数を切り上げて計算して集計した結果を基礎として行った上、前記上限額と同額の支払額があったものとして修繕料を同額精算する取扱いをしていた。

本来、本件の修繕料は、実施した個別の修繕業務を1円単位で集計した19,625,721円とすべきものであり、前記の上限額と同額で精算された本件指定管理料は、9,279円の返納が



必要となるものである。

(3) 指定管理者の募集に関する事業決裁手続の不備について

「指定管理者制度の手引」(以下「手引」という。)によれば、所管課は、指定管理者の募集の条件に係る審議結果に関する通知を受け取った後に、募集に係る事業決裁手続をとることとなっており、当該決裁において、募集の方法(公募・非公募)のほか、非公募とする場合にあってはその理由などを明記することとなっている。

しかし、本件指定管理業務においては、この事業決裁手続がとられないまま事務が進められていた。

(4) 協定書の不備について

手引によれば、指定管理業務に関する協定書は市と指定管理者との間で細部を一致させるために締結するものであり、指定管理者が作成する事業計画書などについての両者の認識を一致させるものであるとされている。さらに、事業計画書には、募集時に示した仕様書の内容がすべて含まれていなければならないが、そうでない場合には、事業計画書に当該仕様書を添付することでこれを補っても差し支えないこととされている。

しかし、本件の指定管理業務に係る事業計画書には、募集時の仕様書に記載されている事項のすべてを網羅していないにもかかわらず、当該仕様書の添付によりこれを補うこともされていなかった。その結果、想定される損害賠償に対応できるよう指定管理者に保険に加入することを求める条項や利用料金の減免に関する条項など、双方の合意内容の重要な要素を本件協定書の内容により確認することができない状態となっていた。

(5) 事業報告(年度報告)の不十分な確認及び不適正な年度評価について(3件)

手引によれば、市は、指定管理者制度を導入した施設の一層の効率的な活用などを目的として、毎年度終了後に指定管理業務の履行状況などを評価することとされており、当該評価は、定期報告と同様に指定管理者から求めた報告をチェックリストにより評価し、その確認結果を基に検査結果報告書を作成することとされている。また、指定管理者は当該報告の際、収支状況報告書及び財務諸表を添付することとされている。

これらの手続について、本件の指定管理業務には、次の3点の不備が見られた。

① 実施状況の確認の不備

手引に定めるチェックリストが作成されておらず、これを用いた所管課による実施

状況の確認が行われていなかった。

② 検査結果報告書の未作成

手引に定める検査結果報告書の作成が行われていなかったことにより、所管課が行った年度報告の確認が不十分なものとなっていた。

③ 収受書類の不足とそれに伴う評価の不備

指定管理者から収受する書類のうち、手引に定める収支状況報告書及び財務諸表が提出されていなかったばかりでなく、所管課は、その提出を促すこともせず、また、これらの書類が不足している状態のままであったにもかかわらず、年度評価における経理状況の評価を「適切に執行されていた」としていた。

(6) 保守点検業務に係る第三者委託の手續の不備について

手引によれば、指定管理者のみでは実施が困難と認められる業務については事前に市の承認を得ることや募集時の仕様書で示すことなどによりその一部を第三者に委託することができることとされており、この場合には、指定管理者は委託手續が終了した後に所定の書式により委託状況を市に報告することとされている。

しかし、西ケ谷総合運動場で実施された「屋内プール内身体障害者用水浴介助装置保守点検業務」については、募集時の仕様書において「その他必要となる点検業務」を第三者委託することができる旨の記載はあるものの、当該業務が第三者委託の対象となることは明示されていなかった上、指定管理者からの委託手續終了後の報告もなされていなかった。

#### 4 意見

(1) 指定管理者との連携意識について

今回の監査対象となった西ケ谷総合運動場及び清水総合運動場ともに、多種多様な運動施設を総合的・一体的に管理しつつ市民に適時・適切なサービスを提供するという使命をおおむね果たしていたものと評価するものであるが、現地調査を含む監査の過程において、次の2点について市と指定管理者（体協）との間の連携意識が不足している面が見られたため、今後もこのような大規模運動施設が市民にとってより安全で使いやすいものとなるよう、意見を述べるものとする。

- ① 体協が課題として示した両運動場における災害時の対応について、体協が作成した事業計画書には、被災時の避難所運営のための人員派遣、防災グッズの準備、インストラクターによる避難所での体操の実施などの協力を市と連携して実施することと定

められているにもかかわらず、実際の災害発生時を想定した指定管理者の対応についての市の方針が定まっていなかったことである。

体協としては、事業計画書に定められた準備はできているものの、実際の有事の際の市側の明確な方針を必要としているようであったが、これに対する所管課としての考え方は示されなかったため、両者間の連携不足が露呈する結果となっていた。この点については、市側の全市的な避難所運営の在り方の問題でもあるため、所管課・指定管理者ともに更なる連携意識の高まりが望まれるところである。

- ② 所管課が課題として示した西ヶ谷総合運動場野球場バックネットの中心部（バッテリー間を結ぶ延長線上の位置で、暴投やパスボールが集中する部分）に多くの切断箇所が見られた事案について、監査資料が提出された令和元年8月下旬から監査委員事務局職員による予備監査実施日（同年9月10日）までの間は何らの措置がとられず、切断されたままであったものが、監査委員による現地調査日（同年10月24日）にはビニールテープによる応急的な補修が行われていたことである。

所管課の対応は、オフシーズンとなる同年12月中の張替修繕を予定していたのみで、当該切断箇所の発見時以降、何らかの措置を体協に求めていた形跡はなかった。一方、体協の説明は、当該切断の事実は担当者の点検によりたまたま発見したもので直ちにビニールテープによる応急的な補修を行ったものであるとのことであった。そうすると、体協は、当該バックネットの切断箇所の存在は、少なくとも9月10日の予備監査の日までは把握すらしておらず、同日以降に「たまたま」発見して補修したことになる。

このように、本件バックネットの瑕疵について、所管課も体協も、野球場の利用者の立場に立った措置を連携してとってゆこうといった意識がまったく見られず、ちぐはぐな対応状況となっていたものである。公の営造物、特にスポーツ施設を市民に提供する者は、市であれ指定管理者であれ、両者は一体となって事故発生リスクを事前に把握し、必要な措置を講じておくという意識の形成が必要である。

## (2) 指定管理料に修繕料が含まれる場合の概算払について

平成30年度分の西ヶ谷総合運動場及び清水総合運動場に係る指定管理料2億4,800万円余は、指摘事項において触れたとおり12回に分割された上、概算払の方法によることとされたため、年度末にその全額について精算行為が行われることとなった。

総務課が作成した手引によると、指定管理料は原則として変更・精算を行わないことと

されていること及び市会計規則第84条第4号には、概算払をすることができる経費として「概算払によらなければ契約し難い委託料」が規定されていることから、本件指定管理料を概算払の方法により支払っている理由について監査したところ、所管課（スポーツ振興課）は、平成27年9月11日付けで財政課長が通知した「平成28年度指定管理施設運営経費に係る留意事項について」には、指定管理料に修繕料を計上している場合は概算払とするとされていること及びこれを受けた手引の記載を根拠として概算払・精算の方法をとっていると説明していた。しかし、この指定管理料の概算払・精算の方法については、次の2点の問題点が認められる。

- ① 総額2億4,800万円余の指定管理料の1割にも満たない1,900万円余の規模の修繕料の存在のみをもって本件指定管理料の全額が概算払され、精算行為の対象となったが、このことが市会計規則が示す「概算払によらなければ契約し難い」事由に該当するものと認めるのは困難である。
- ② そもそも手引によれば、指定管理料は、市が必要経費を積算し（積算要素のひとつである「施設費」の項目の中に「修繕費」が含まれているに過ぎない構造となっている。）、これを上限額として応募者に提示し、応募者は指定管理業務の諸条件を勘案して自らの計算において当該上限額の範囲内で見積額を提案することとされているため、各々の積算・見積りの裁量を重視して、原則として指定管理料の精算は行わないこととされているものであるが、平成27年の財政課長通知によって突如この原則が崩れてしまう結果となった。

その経緯については、他施設の事例において修繕料の積算額と実績額にかい離が見られたことからこのような取扱いが始まったようであるが、前記の財政課長通知に基づく手引の見直しの際の精算手続導入の決定過程において、多方面からの十分な検討が行われていなかったことが窺えるものである。

指定管理料のうちの修繕料の精算行為がこの制度に及ぼす影響などについては、指定管理業務の実情をよく分析した上、リスク分担の在り方を含めた多方面からの検討が必要であることから単に予算査定上の問題として捉えるだけでなく契約金額の合意形成の在り方、概算払など地方自治法上の支出特例の意味、契約条項の吟味など関係する各課との間での十分な検討を行い、現状の安易な概算払の方法を見直すため、早急に手引を所管する総務課を中心として幅広く連携した検討体制を構築することを望むものである。

## 5 監査した施設の概要

## 静岡市西ケ谷総合運動場

施設 の 概 要	所在地	静岡市葵区西ケ谷 8 番地の 1
	設置時期	平成 3 年 5 月 22 日
	設置目的	市民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため、総合運動場を設置する。
	従事員数	常勤 15 人 非常勤 5 人 計 20 人
	主な施設	陸上競技場、屋内プール、テニスコート、野球場、ゴルフ場
団 体 の 概 要	名称	公益財団法人静岡市体育協会
	所在地	静岡市駿河区曲金三丁目 1 番 10 号（ツインメッセ静岡西館 2 階）
	設立年月日	平成元年 2 月 22 日
	設立目的	静岡市におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、市民の健康・体力づくりの推進に関する事業を行い、もって健康で豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	公募
	指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
	指定管理料	248,884,675 円（利用料金併用制、清水総合運動場との合計額）
	主な管理業務内容	1 静岡市総合運動場条例第 4 条に掲げる事業の実施に関すること。 2 総合運動場の使用の許可に関すること。 3 総合運動場の施設及び設備の維持管理に関すること。 4 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務。
	収支の状況	収 入 額 193,254,353 円 支 出 額 188,931,735 円 収支差引額 4,322,618 円

※指定管理料及び収支の状況は、平成 30 年度実績を示す。

## 静岡市清水総合運動場

施設 の 概 要	所在地	静岡市清水区清開二丁目 1 番 1 号
	設置時期	昭和44年10月
	設置目的	市民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため、総合運動場を設置する。
	従事員数	常勤職員 6 人 非常勤 4 人 計10人
	主な施設	陸上競技場、体育館、水泳場、アーチェリー場、弓道場、武道場、多目的グラウンド
団 体 の 概 要	名称	公益財団法人静岡市体育協会
	所在地	静岡市駿河区曲金三丁目 1 番10号（ツインメッセ静岡西館 2 階）
	設立年月日	平成元年 2 月 22 日
	設立目的	静岡市におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、市民の健康・体力づくりの推進に関する事業を行い、もって健康で豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	公募
	指定期間	平成28年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
	指定管理料	248, 884, 675円（利用料金併用制、西ヶ谷総合運動場との合計額）
	主な管理業務内容	1 静岡市総合運動場条例第 4 条に掲げる事業の実施に関すること。 2 総合運動場の使用の許可に関すること。 3 総合運動場の施設及び設備の維持管理に関すること。 4 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務。
	収支の状況	収 入 額 114, 858, 236円 支 出 額 110, 106, 066円 収支差引額 4, 752, 170円

※指定管理料及び収支の状況は、平成30年度実績を示す。